

建設業の時間外労働の上限規制や労働時間の状況について

厚生労働省 山形労働局 監督課

- 時間外労働の上限規制について
- 労働時間の状況について

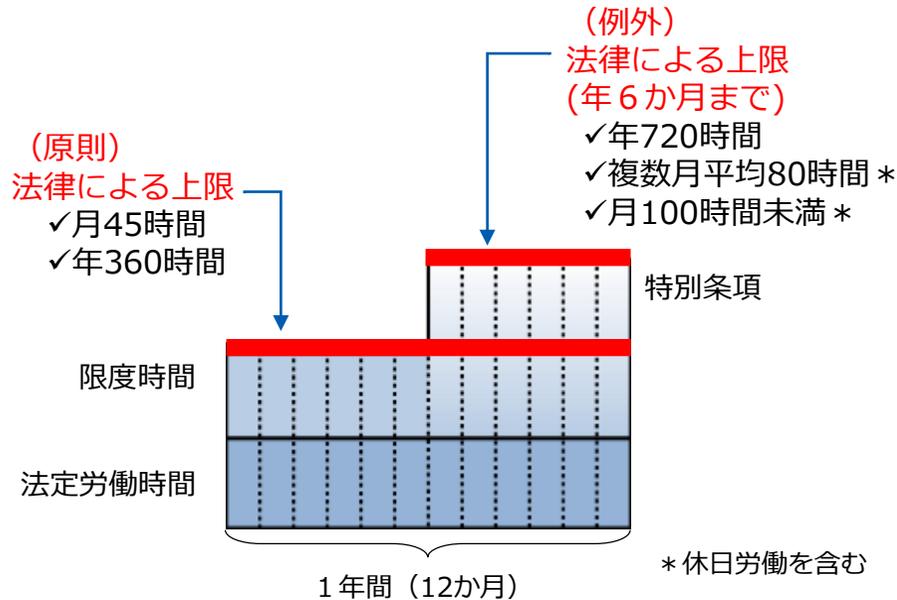
建設業で働く方の上限規制

R 6年3月31日まで

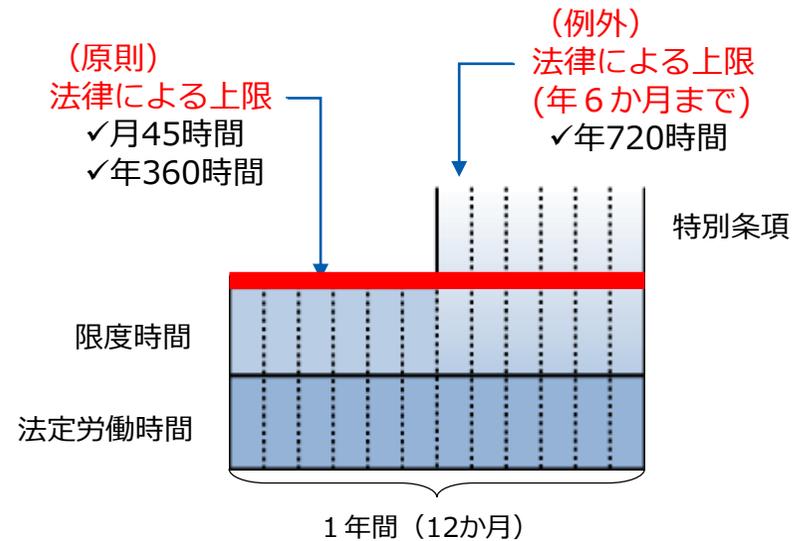
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）
の適用なし

R 6年4月1日以降

○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



○災害における復旧及び復興の事業（労基法第139条第1項）
（一部規制が適用されない）



※ 災害における復旧・復興の事業では、
・複数月平均80時間*
・月100時間未満*
とする規定は適用されない

* 休日労働を含む

労働基準法第139条第1項について

- 建設業では、労基法第139条第1項に、災害時の復旧及び復興の事業に従事する場合には、時間外労働の上限規制の例外が設けられている。

災害時の復旧・復興の事業とは

災害時の復旧・復興の事業とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的とした発注を受けた建設の事業のことであり、例えば、以下が該当する。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業
- ・ **災害協定に基づく災害の復旧の事業**
- ・ **維持管理契約内で発注者（民間含む）の指示により対応する災害の復旧事業**
- ・ 複数年にわたって行う復興の事業 など

様式9号の3の2または9号の3の3による36協定を締結・届出すること
で、

上記の事業に労働者を就かせた場合には、時間外労働の上限規制のうち、**時間外・休日労働を**

- ・ 1か月100時間未満とする上限規制
- ・ 2～6が月平均で80時間以内とする上限規制 が適用されない。

（※）時間外労働年720時間以内、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回までという規制は適用されることに注意。

労働基準法第33条第1項について

- 労基法第33条第1項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定であり、労基法第33条第1項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、**36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。**

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第33条第1項の許可基準の概要

- 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。
- 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。 など

※ 除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第1項を適用することができる。

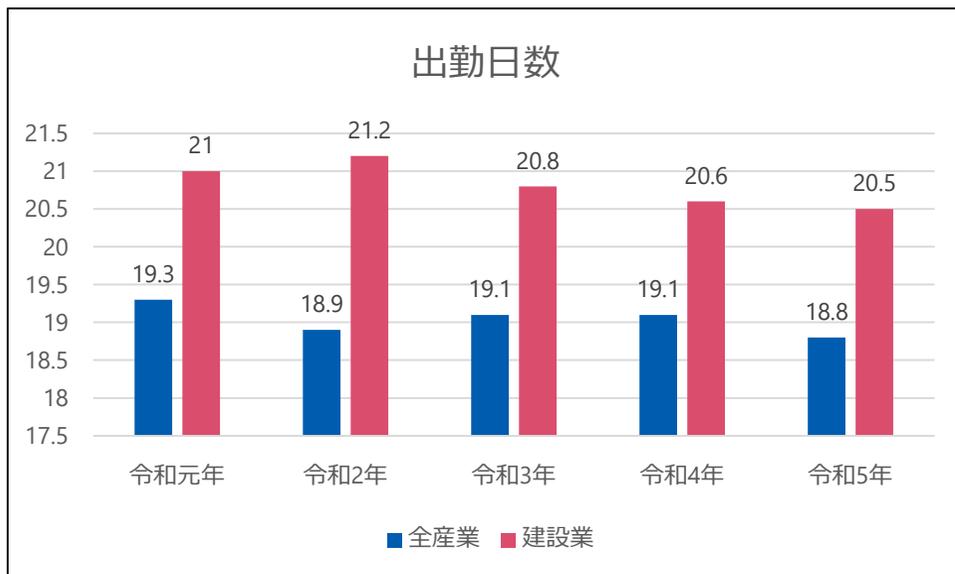
- 時間外労働の上限規制について
- 労働時間の状況について

山形県の常用労働者の1人平均月間出勤日数、総実労働時間数（事業所規模5人以上）

概要：全産業と比較すると、建設業は出勤日数が多く、また総実労働時間数が長くなっている。

出勤日数

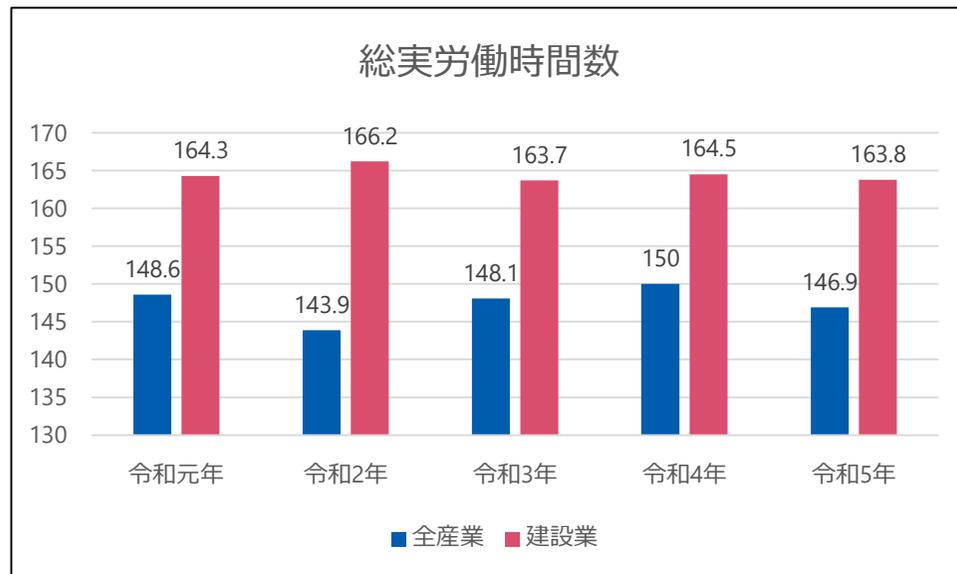
- ・建設業は全産業と比較すると、出勤日数が1.5日～2.3日多くなっている。
- ・建設業の出勤日数は減少傾向にある。



総実労働時間数

- ・建設業は全産業と比較すると、総実労働時間数（*）が14.5時間～22.3時間長くなっている。

（*）所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計



（参考）所定外労働時間数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全産業	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1
建設業	7.6	8.5	10.3	10.9	10.7

山形労働局で実施したアンケート調査の概要

実施方法

実施期間：令和6年6月26日～同年8月9日

対 象：一般社団法人山形県建設業協会、山形県商工会連合会、山形商工会議所連合会傘下の建設業者

調査手法：アンケートを配布し、Web・メール・紙面の郵送・各団体のとりまとめにて回収

回収数：198件

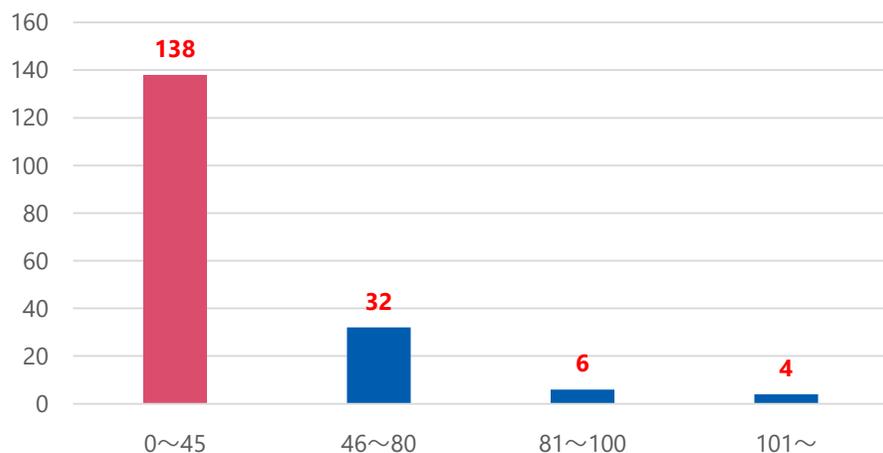
時間外・休日労働時間の状況

- ・ 時間外・休日労働時間数（※）が45時間以内の事業者が大半

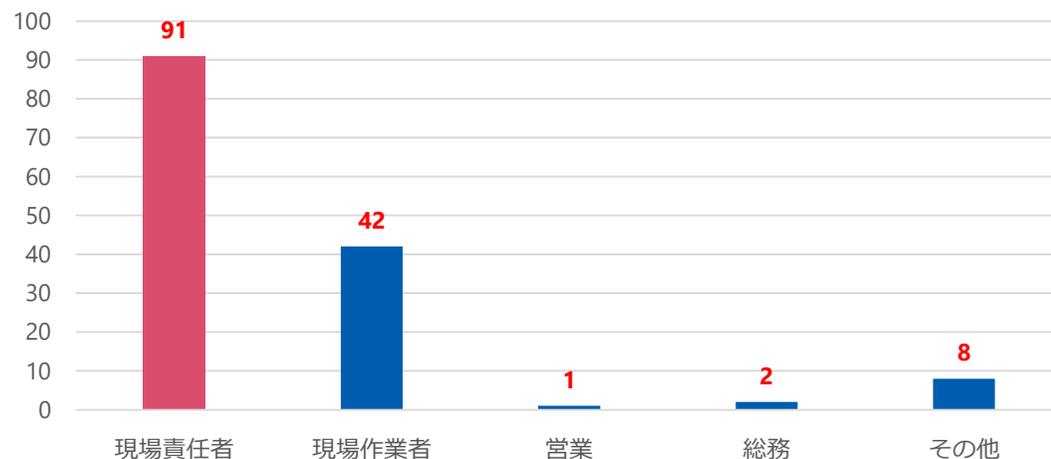
（※） 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその時間数

- ・ 現場責任者が最も長く時間外・休日労働を行っているとの回答が最も多い
- ・ 「その他」では除雪作業員を挙げている事業場が最も多かった（5社）

1か月あたりの最も長い時間外・休日労働



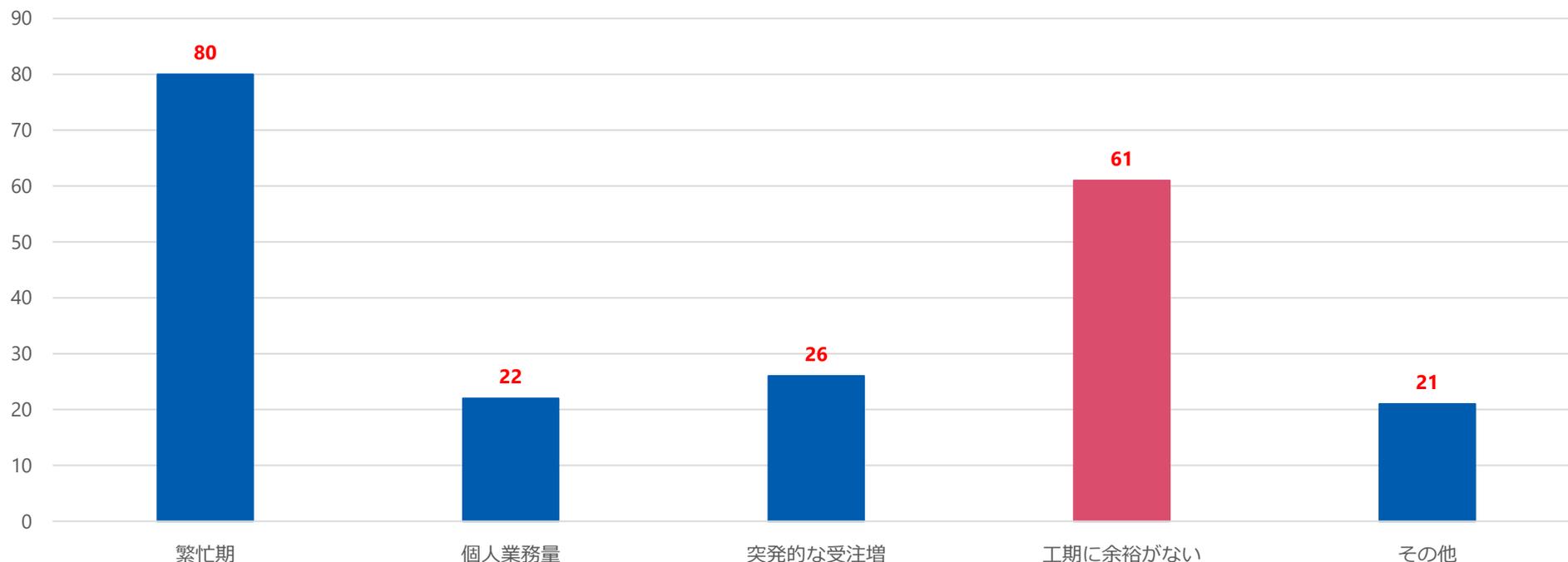
最も時間外・休日労働が長い役職



時間外・休日労働の原因

・時間外・休日労働時間数が多くなる原因としては「繁忙期」を挙げる事業者が最も多く、2番目には「工期に余裕がない」が挙げられた。

時間外・休日労働が多くなる原因



※複数回答可のためアンケート回収数より合計の値が大きいもの。

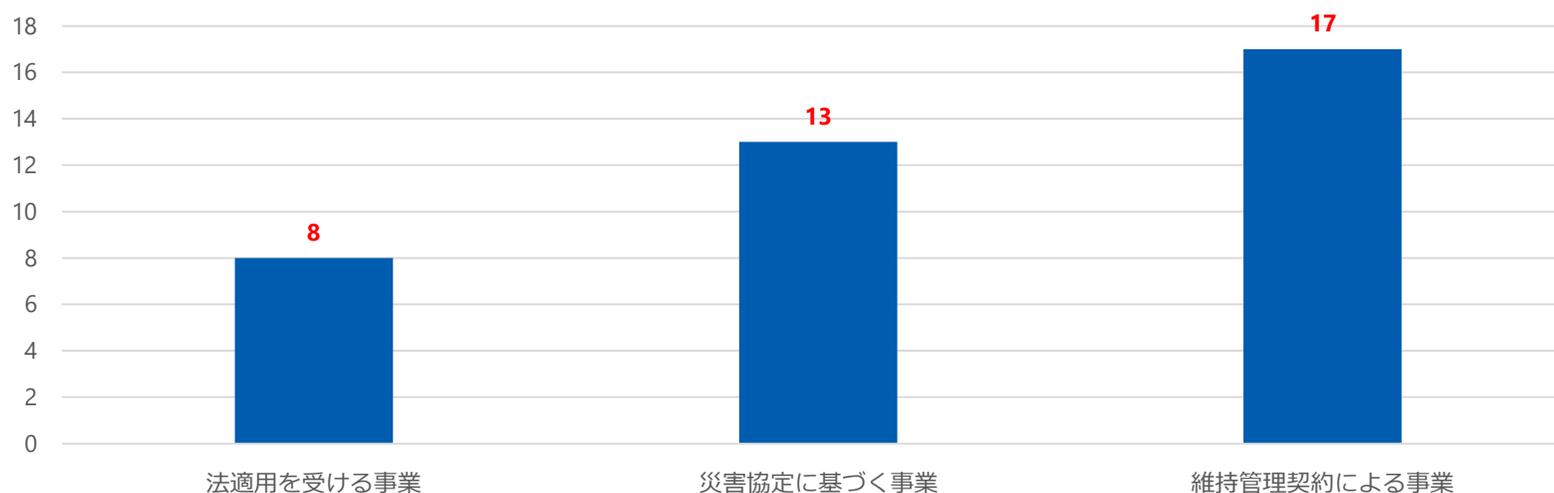
また、労働者数0名の事業場（13社）についてはこの設問を回答不要としている。

※「その他」には除雪作業（8件）、現場への移動時間（3件）、顧客から早朝や深夜、休日の作業を依頼される（3件）などの回答があった。

災害時の復旧・復興対応の状況

- ・災害時の復旧・復興対応については、維持管理契約により行ったものが最多であった。

令和5年度に行った災害時の復旧・復興対応の種類



注) 法適用を受ける事業→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業

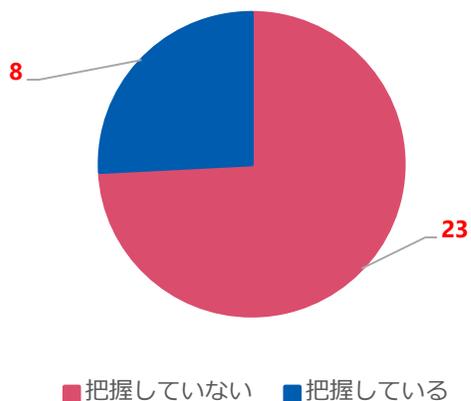
災害協定に基づく事業→国や地方自治体と締結した災害協定に基づく災害の復旧の事業

- ・回答した198社のうち、災害時の復旧・復興対応を行ったと回答した事業者は31社であった（労働者0人が13社、この設問に無回答だった事業者が1社、「災害時の復旧・復興対応を行っていない」と回答した事業者が153社であり、これらを回答全数から引いたもの）。
- ・災害時の復旧・復興対応を行ったと回答した事業者31社のうち、どのような対応を行ったかについて回答があったのは25社であった。

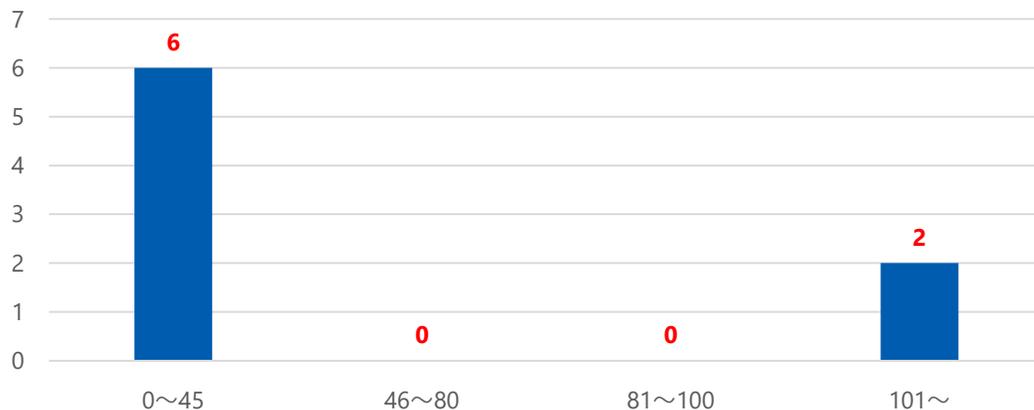
災害時の復旧・復興対応の状況

- ・災害時の復旧・復興対応については、対応時間数を把握していない事業者が大半であった。

災害時の復旧・復興対応時間把握の有無



復旧・復興対応時間数

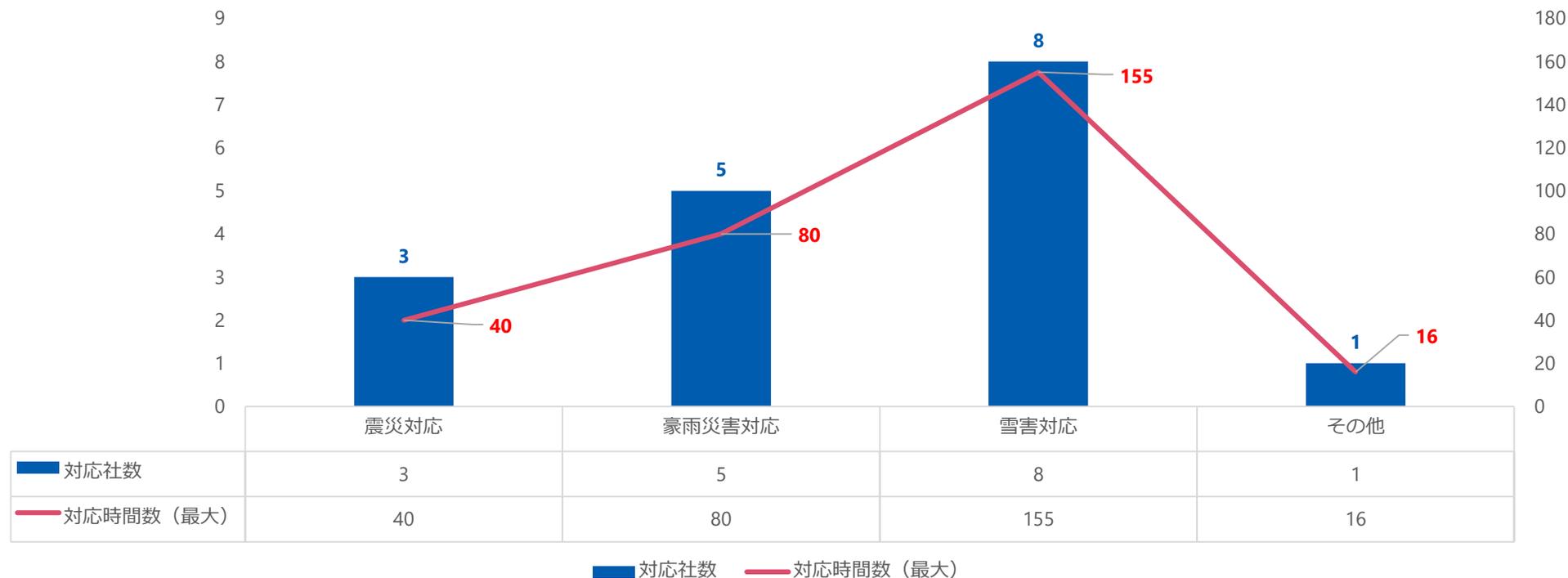


- ・災害時の復旧・復興対応を行っているとは回答した31社のうち、対応時間数を把握している事業者は8社、把握していないのは23社。

- ・時間数を把握している事業者は8社のうち6社の対応時間数は45時間以内だが、2社は100時間を超えており、一部の復旧・復興工事では長時間労働が発生している状況にある。

非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届対象業務実施状況

・令和5年度の非常災害等による労働時間延長・休日労働については、雪害対応が最も多く、最大で月155時間であった。

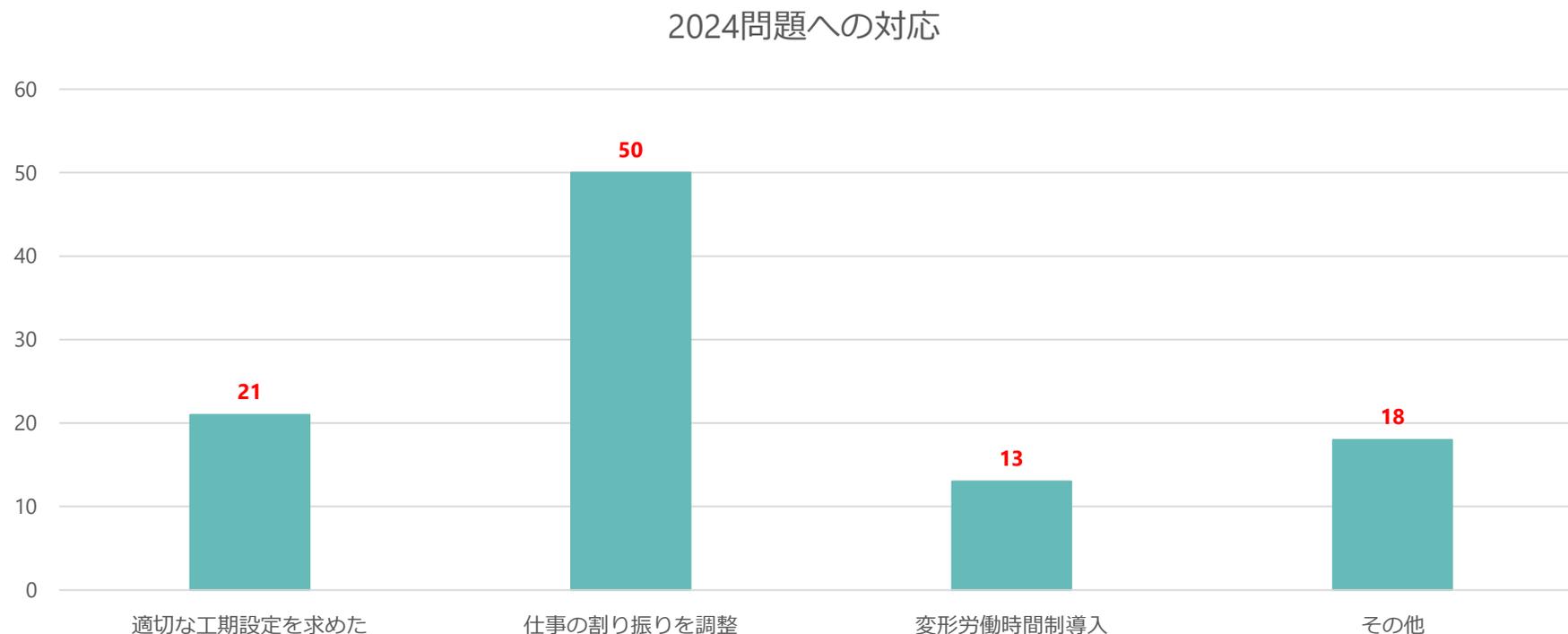


- ・ 回答した198社のうち、非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働を行ったと回答した事業者（この設問に回答のあった事業者）は31社であった。
- ・ 非常災害等対応を行ったと回答した事業者31社のうち、どのような対応を行ったかについて回答があったのは16社であった。

※複数回答可の設問のため回答のあった事業場数より回答数が多いもの。

2024年問題への対応状況

- ・ 2024年問題を受け、「時間外・休日労働の削減対応を行った」と回答した事業場は85社であった。
- ・ うち、具体的な対応としては「社内で仕事の割り振りを調整した」が最も多く、次いで「発注者に適切な工期設定を求めた」が挙げられた。



※複数回答可の設問である。また、労働者数0名の事業場についてはこの設問を回答不要としている。
※その他には「休日を増やした」「週休二日制の工事を発注するようにした」「人員を増員した」などが挙げられた。

2024年問題への対応状況

- ・ 2024年問題を受け、「時間外・休日労働の削減対応を行っていない」と回答した事業場は98社であった。
- ・ 具体的な理由は「もともと時間外労働が45時間以内だから」が大半であった。
- ・ 対策をとる余裕がないこと、対策の取り方がわからないことを挙げる事業場も一定数いた。

2024年問題への対応を行っていない理由



※複数回答可の設問である。

また、労働者数0名の事業場についてはこの設問を回答不要としている。